

# 南丹都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成19年11月

京 都 府

## 《 目 次 》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 3
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 9
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ 1 4
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ 1 6

付 図

# 1 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

本区域は、京都府中部地域の中心的都市であり、京都大都市圏に隣接した利便性により、居住や産業拠点の好適地として市街地の形成が進み、都市が発展してきた。さらに、近年は京都府の骨格的な交通軸となる京都縦貫自動車道の整備やJ R山陰本線の複線化の進捗など、広域交通網の整備や都市基盤の改善により、京阪神大都市圏や府北部地域との連携の強化とともに、都市機能の集積や拠点機能の一層の高度化が図られてきている。また、京都大都市圏に隣接しながら豊かな自然環境と歴史的な文化資源を持ち、大都市圏にはない自然とのふれあいや固有の文化的機能を持つ田園都市であり、こうした立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、自然と調和した都市・田園定住圏の中核都市として、農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある市街地の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを進める。

- ①中心市街地の賑わいと活力基盤のある都市づくり
- ②広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
- ③公共交通機関を活かして、都市の中心性を高め、機能的な都市活動ができるコンパクトな都市づくり
- ④都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり
- ⑤環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり
- ⑥だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり
- ⑦地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- ⑧他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり
- ⑨情報化、国際化の進展に対応できる交流拠点のある都市づくり
- ⑩住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
- ⑪自然環境や歴史的環境の保全と活用を図り、美しい田園景観のある都市づくり

## (2) 区域の将来像

本区域は、中部地域の中核拠点となる都市であり、府の骨格的な広域連携軸に沿って、業務・商業・文化等の都市的サービス機能、居住機能及び産業拠点機能が整い、京都大都市圏と連携して活発な都市活動が行われている。市街地エリアは、都市計画区域として一体的な形成ではなく、主にJ R山陰本線及び国道9号沿道を中心に亀岡市並びに南丹市八木町及び園部町のそれぞれに市街地が形成されている。これらの市街地においては、それぞれに生活サービス機能を持ちつつ、業務・商業・福祉・教育等の都市的サービス機能については、広域的な機能分担がおこなわれている。こうしたことから都市計画区域全体として一体的な都市活動を営めるよう各市街地の一層の連携強化が期待されている。一方、市街地周辺及び桂川北側には景観的にも優れた農地や集落地域が広がり、豊かな自然環境と歴史的な文化資源を持ち、大都市圏にはない自然環境とのふれあいや固有の文化を持つ都市であり、引き続き良好な環境の保全が必要である。本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおり定める。

#### ◆魅力的な中心市街地のある都市

亀山城跡・園部城跡・大堰川等に代表される豊かな歴史・文化などの地域資源を活かした個性的で魅力的な中心市街地の再生・創造を図る。また、治水対策等の防災対策を進め計画的な都市基盤整備により、魅力的な市街地形成を目指す。

#### ◆広域交通網を活かした自立する都市

京都縦貫自動車道などの広域交通網や計画的な市街地整備等を活かして、都市機能の集積や高度化を図り、大都市圏に隣接する立地特性を活かした業務・産業拠点の形成を目指す。

#### ◆公共交通機関の利便性を活かした都市

J R 山陰本線の複線化に伴い駅周辺地域の整備を進めることにより都市の利便性を向上させ、大都市圏との交流・連携をさらに強化する。公共交通機関の利用を促進し、都市の中心性を高めた都市機能の集積と高度化を図るとともに、沿線地域の建築活動の動向を踏まえた、計画的で合理的な土地利用による新たな市街地形成も含めた都市づくりを目指す。

#### ◆美しい田園景観のある都市

本都市の地域特性である豊かな自然環境や市街地周辺部の美しい田園景観を保全し、大都市にない魅力的な居住環境を形成する。都市と農村との交流を推進し、地域住民と共に実現していく豊かな生活環境のある都市を目指す。

## 2 区域区分の有無及び方針

### (1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後は人口等の大幅な増加は予想されないものの、更に市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

### (2) 区域区分の方針

#### ① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成12年	平成27年
都市計画区域内人口	108.1千人	おおむね107.6千人
市街化区域内人口	76.4千人	おおむね81.7千人

\*市街化区域内人口は、保留された人口を含む。

#### ② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成27年
生産規模	工業出荷額	1,951億円	2,326億円
	卸小売販売額	1,785億円	1,881億円
就業構造	第1次産業	3.1千人 (6.0%)	1.3千人 (2.6%)
	第2次産業	16.7千人 (32.6%)	16.6千人 (34.0%)
	第3次産業	31.4千人 (61.4%)	30.9千人 (63.4%)

#### ③ 市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成27年
市街化区域面積	1,626 h a

\*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない。

### 3 土地利用の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

##### ①業務地（官公庁施設）

官公庁施設は、各市の庁舎及びＪＲ園部駅を中心に集積しており、今後もこれらの区域を中心に業務地を形成し、機能の向上を図る。また、ＪＲ亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺にかけての一带を本区域における中心業務地とし、高度利用を推進しつつ官公庁施設及び一般業務施設の集積を図る。

##### ②商業地

ＪＲ亀岡駅周辺地区を中心商業地として位置づけ、広域商業機能の充実を図る。その他、ＪＲ山陰本線の馬堀駅、並河駅、千代川駅、八木駅の各周辺地区や南つつじヶ丘近隣センター地区、篠町野条馬場地区、大井町南部地区、園部町本町地区の各地区に、各圏域の日常的需要に対応した商業地の形成を図る。

##### ③工業地

工業地は、国道９号沿道の大井地区、千代川地区、ＪＲ園部駅周辺地区、横田地区、京都新光悦村地区、内林地区、八木島地区及びＪＲ吉富駅西地区のほか余部地区並びに北古世地区等に配置を図る。

これらの地区は、京都丹波線（京都縦貫自動車道）の各インターチェンジに隣・近接する好条件も有しており、道路等の産業基盤の一層の充実とともに公害の防止を図りながら、優良な工業地の整備を推進する。

##### ④住宅地

既成市街地においては、公共施設の整備、住工混在地区の解消、木造建築物密集地区の不燃化等を進めることにより良好な住宅地の形成を図る。

現在市街化が進行しつつある篠地区、南つつじヶ丘地区、大井地区（国道９号以西）、千代川地区、曾我部町寺地区、横田地区、小山東町平成台地区、小山西町地区、本郷地区、垣内地区（ＪＲ山陰本線以西）等や新たに開発する大井町南部地区、ＪＲ亀岡駅北地区、篠町篠牧田地区、内林地区、南広瀬地区、大藪地区及びＪＲ吉富駅西地区等については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

区域 用途	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	J R 亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区、南丹市役所周辺地区、J R 園部駅周辺地区	
商業地	J R 亀岡駅周辺、馬堀駅及び八木駅周辺地区、園部町本町地区	J R 並河駅、千代川駅各周辺地区 南つつじヶ丘近隣センター地区、大井町南部地区
工業地		北古世地区、余部地区、大井地区、千代川地区、J R 園部駅周辺地区、横田地区、京都新光悦村地区、八木島地区、J R 吉富駅西地区
住宅地		篠地区、篠町篠牧田地区、南つつじヶ丘地区、大井地区、大井町南部地区、千代川地区、曾我部町寺地区、小山東平成台地区、小山西地区、上木崎地区、横田地区、内林地区、本郷地区、垣内地区、南広瀬地区、J R 吉富駅西地区

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	J R 亀岡駅周辺、亀岡市役所周辺、西つつじヶ丘、東つつじヶ丘、園部町本町、八木、大藪地区	<p>商業・業務地として高度利用を図るべき区域を含む住区が多いため、既存コミュニティーの保全に配慮しながら、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業により幹線道路や駅前広場等の根幹施設と生活道路や公園等のコミュニティー施設の総合的な整備を図る。</p> <p>特に、木造住宅等の密集した住区については、公共施設の整備を推進し、居住環境の改善、耐震性・耐火性などの防災性の向上を図る。</p> <p>また、低層低密度住宅地として良好な住環境が保たれている区域については、地区計画等の活用によりその保全を図る。</p>
市進街行化地域		篠町、南つつじヶ丘、千代川町、大井町、曾我部町寺、本郷、垣内	<p>適切なコミュニティーの形成に配慮しながら土地区画整理事業等の面的整備事業により、公共施設の先行的整備を進める。併せて、地区計画等を活用し、建築物の適切な規制・誘導を行う。</p>
新市街地		小山東町、内林、横田、南広瀬、大藪吉富	<p>適切なコミュニティーの形成に配慮しながら土地区画整理事業等の面的整備事業により、公共施設の先行的整備を進める。併せて、地区計画等を活用し、建築物の適切な規制・誘導を行う。</p> <p>また、市街地整序型の地区計画等により良好な市街地の形成を誘導する。</p>

#### (4) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

##### ① まちなか再生に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かしたまちづくりを推進することで、誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図る。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

##### ② 土地の高度利用に関する方針

J R 亀岡駅周辺地区、園部町本町地区、J R 八木駅周辺地区等の商業・業務地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図る。

##### ③ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

幹線道路等の都市基盤施設の整備が進捗した区域については、適正な土地利用計画に基づいて用途の転換を図る。特に、J R 亀岡駅周辺地区及びJ R 亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺

に至る地区については、本区域の中心的な商業・業務地として都市機能の集積を促進する上で詳細な土地利用計画を基に建築物の誘導を図る。都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区等においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

また、既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

#### ④居住環境の改善又は維持に関する方針

木造建物の密集地域については、道路、公園等の公共施設の整備を推進し、耐震性・耐火性などの防災性の改善を図る。特に、老朽化が進む公共賃貸住宅の計画的な建替を積極的に推進する。

また、防犯機能の向上のため、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

さらに、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

#### ⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

亀山城跡・園部城等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を検討する。また、区域を貫流する桂川を含む緑地については、緑の軸として引き続き自然環境の保全を図る。

#### ⑥市街地景観の形成に関する方針

南丹市をはじめ、景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

### (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### ①優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域内の各河川沿岸の農用地及び亀岡市篠町篠、王子地域（国道9号以北）等の農用地については、今後とも優良農地として保全を図る。また、農業基盤整備の推進を図る。

#### ②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川沿岸低地部の農地等は、防災上の観点から、河川改修の進捗を踏まえつつ保全する。

また亀岡市南部丘陵地一帯は、保水機能を有する緑地として、防災的見地からその保全を図るものとする。

さらに、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

#### ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の自然景観を代表する溪谷美を持つ保津峡自然公園をはじめとした桂川沿岸の緑地並びに丹波国分寺跡、国分尼寺跡の所在する亀岡市川東地区、亀岡盆地を取り巻く山並み、安行山、八木町城山及び筏森山等の各地域で古くから住民に親しまれてきた緑地空間や史跡周辺の環境を積極的に保全する。

#### ④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

J R 亀岡駅北地区については、農林漁業等との調和を図りつつ、住宅地、商業・業務地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、J R 山陰本線の複線化に伴い、沿線地域の建築活動の動向を踏まえて、農林漁業との調整や周辺環境との調和に配慮した適切な土地利用を検討する。

## 4 都市施設の方針

### (1) 交通施設

#### ①基本方針

広域交通網を活かした自立する都市及び公共交通機関の利便性を活かした都市を目指し、京都縦貫自動車道の利用により京阪神都市圏との交流を図り、中心市街地の活性化を図るとともに、広域幹線道路や交通結節点であるJR線の駅前広場や駅へのアクセス道路の整備を進める。美しい田園景観のある都市を目指して、観光拠点へのアクセス道路の整備や鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

#### ②整備水準の目標

##### ア 道路

都市計画道路のうち市街化区域内の幹線街路（49.6km）について、現況（平成12年）整備済み延長 17.9km 整備率 36%であるが、平成27年には、約50%を目標に整備を進める。

##### 幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	36%	約50%

#### ③整備方針

##### ア 道路

幹線道路としては、国道372号、国道477号、（府）亀岡園部線、（都）新国道線、（都）保津新国道線、（都）宇津根新国道線等の整備を図る。

交通結節点である駅前広場については、JR山陰本線において、亀岡駅、八木駅、吉富駅等の各駅で整備を図る。

##### イ 鉄道

輸送力の増強、利便性の向上をめざし、JR山陰本線（京都～園部間）の複線化については、早期整備を図る。また、JR山陰本線（園部以北）についても複線化の促進を図る。

##### ウ 交通需要管理

増大する交通需要に対して、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけではなく既存の交通施設の有効活用が必要である。そのため、交通規制や誘導等を体系的に組み合わせた交通需要の管理を充実させ、バス等の中量輸送交通機関の利用促進を図る。

#### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
街路事業 又は 道路事業	国道372号、国道477号 (府) 亀岡園部線、(都) 保津新国道線、(都) 亀岡停車場三宅線、(都) 馬堀停車場篠線、(都) 八木環状線、(都) 大藪線、(都) 内環状線、(都) 美園栄町線、(都) 工場団地線、(都) 宇津根新国道線、 (都) 栄小山東町線、(都) 千代川駅前線、(都) 上本町佛大線、 (都) 並河亀岡停車場線、(都) 並河西条線

※ (都) : 都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
J R 山陰本線	京都～園部間及び園部以北の複線化

ウ 駅前広場

箇所名
J R 亀岡駅、J R 八木駅西、J R 吉富駅西

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、桂川中流流域下水道及び各市の公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。また、浸水防除の観点から公共下水道雨水対策事業の整備を図る。さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

流域関連公共下水道及び各市の公共下水道の整備を図り、処理区の拡大に努める。

桂川中流流域下水道の終末処理場においては、高度処理により、公共用水域の水質保全に努める。また、公共下水道雨水対策事業の整備を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	80%	100%

※普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

### ③整備方針

桂川中流流域下水道の終末処理場及び幹線管渠の整備を促進する。

桂川中流流域関連公共下水道及び亀岡市公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

また、市街化調整区域のうち特定環境保全公共下水道により効率的な生活環境の改善を図る区域についても早期に整備を図る。

雨水対策については、各市の公共下水道雨水対策で継続して整備に努める。

### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所		
下水道 (汚水)	流域下水道事業	終末処理場	南丹浄化センター	
		幹線管渠	八木幹線	
	公共下水道事業	単独	亀岡市	亀岡処理区
		流域関連	南丹市	南丹処理区
	特定環境保全公共下水道事業	単独	南丹市	八木北処理区
下水道 (雨水)	公共下水道事業	南丹市		天神川第3排水区他

## (3) 河川

### ①基本方針

災害に強い地域づくりの一環として、既成市街地の浸水防除を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに良好な水辺空間の創出を図る。

### ②整備水準の目標

本区域は一級水系淀川の流域にあるが、当面、時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ総合的な治水対策を進める。また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

### ③整備方針

本区域は一級河川桂川が地区の中心を流下しており、地区内の各河川は桂川に流入している。市街地は桂川の右岸を中心に形成されており、桂川左岸は農業的土地利用が主となっている。南部地域は、桂川の氾濫域となっており、また多くの支川が桂川に流入しており市街地の浸水被害の防止のため、桂川の河道掘削、築堤、引堤等、河積の拡大を図る。また、菰川、東所川等の各支川の改修を推進する。北部地域は、桂川の支川園部川の流域に市街地が形成されており、桂川の改修を促進するとともに、園部川、天神川、陣田川等の都市内河川の改修を図る。併せて、環境に配慮した河川改修や河畔林を都市景観上のランドマークとしていかすこと等により、河川が持つ都市環境形成の機能の充実を図る。

### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川 桂川、菰川、千々川、雑水川、東所川、園部川、天神川、陣田川

## （４）その他の都市施設

### ①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

総量規制的発想に立った、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民や事業者との連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設整備を、適正配置や道路状況等を総合的に考慮して推進する。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

本地区内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

### ②整備方針

#### ア ごみ処理施設

現在ある3箇所の清掃工場について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、処理の広域化を課題とした検討を進める。

#### イ 学校

市街地開発の進行を見据える中、少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性の検討を行うとともに、広域的視点にたった高等教育の充実を図る。

ウ 病院

京都中部圏域の医療機能を確保するため、公立病院等を拡張・整備する。

エ その他の中核的施設

人口の推移に応じ、かつ、環境負荷の少ないし尿処理能力の拡充又は維持を図る。また、火葬場についても現有施設の処理能力の維持及び能力の拡充に努めながら新たな火葬場及び斎場の建設を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設：亀岡市において再資源化処理施設の新設を図る。

イ 病院：南丹市において公立南丹病院の拡張整備を促進する。

## 5 市街地開発事業の方針

### (1) 基本方針

本区域は、昭和40年代からの住宅地の急激な開発は沈静化したものの、宅地事情の変化や交通基盤施設の整備に伴い、京阪神地域からの住宅地開発の圧力は依然として高く、JR山陰本線の京都～園部間の全線複線化事業の本格着工により、今後、ますます、都市化が進行し、開発圧力も強まることから、計画的かつ先行的な公共施設の整備を図るとともに、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、無秩序な市街化の防止に努める。

特に、鉄道駅周辺について交通結節点としての機能強化を図るとともに、市街地の特性や公共施設の整備状況に応じた的確な施策を展開する。既成市街地においては、市街地再開発事業等の面的整備事業により防災性の高い、安心・安全な市街地への更新を促進する。新市街地においても、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な住宅地の供給を推進する中で区域全体として、それぞれの市に合った個性的なまちづくりを推進する。

また、市街化区域内の農地や低・未利用地等についても、土地区画整理事業等の面的整備事業の手法や地区計画等を活用した土地の有効・高度利用により良好な住宅地の形成を誘導し、保全すべき農地については、生産緑地地区制度を活用し、都市内の貴重な緑とオープンスペースとして確保する。

### (2) 整備方針

#### ①市街化進行地域・新市街地

既成市街地の周辺でまとまった未利用地等を残し、公共施設の整備が必要な地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するほか、既に計画的な市街地整備が進行中の区域とともに、地区計画等の活用により良好な市街地の形成を図る。新規に市街化区域に編入する地区を含めて、JR山陰本線の複線化等により今後新たに市街化が予想される区域については、既成市街地における整備状況と相まって、その需要動向に応じて、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するとともに、地区計画等を活用し、適切な都市基盤施設の整備を図り、周辺地域との調和や防災及び環境保全等に十分配慮した秩序ある市街地の形成を進める。

#### ②既成市街地

JR亀岡駅周辺地区、園部町本町地区、JR八木駅周辺地区等の商業・業務地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図るとともに、木造建物の密集地域については、道路、公園等の公共施設の整備を推進し、防災性の改善を図り安心して安全なまちづくりを推進する。

さらに、幹線道路等の都市基盤施設の整備が進捗した区域については、適正な土地利用計画に基づいて用途の転換を図る。特に、JR亀岡駅周辺地区及びJR亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区等については、本区域の中心的な商業・業務地として都市機能の集積を促進する上で詳細な土地利用計画の基に建築物の誘導を図る。

また、既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

### (3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	大井地区、大井町南部地区、篠町篠牧田地区、曾我部町寺地区、 J R 亀岡駅北地区、千代川町高野林・小林地区、内林地区、 園部町本町地区、南広瀬・大藪・八木嶋地区、 J R 吉富駅西地区、八木地区、J R 八木駅周辺地区

## 6 自然環境の整備又は保全に関する方針

### (1) 基本方針

水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい個性ある風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、京都府が今日的課題として抱えている地球環境問題、少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの基本方針に基づき、水とみどりの保全と創出によるおいのあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「都市近郊のスポーツ・レクリエーションゾーンの形成とみどり豊かな住環境の創出」を目指して水とみどりの施策を推進する。

#### ①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約240ha	約15%	約17,900ha	約80%

#### ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	15.9㎡/人	37.5㎡/人
1人当たり整備面積	(7.7㎡/人)	(27.8㎡/人)

\* ( ) は都市公園法で規定する都市公園

### (2) 主要な緑地の配置方針

#### ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。
- 自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- 近畿自然歩道等の自然歩道により水とみどりを結ぶネットワークを形成する。

#### イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

- うるおいのある風景を形成する森林や河川等、水とみどりの自然景観を保全する。
- 市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。
- 鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等私有地の緑化を進め、みどり豊かなうらおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

○水とみどりの骨格となる森林や河川等、多様な自然環境の保全を図る。

○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等私有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

○市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

○高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

○指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

○渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○美林、竹林等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。

○峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と自然が共生できる、安全で快適な環境を保全・創出し、さらに次の世代に引き継いでいくために、以下の4つの方向から、府民と行政が手を携えた人と水とみどりの共生できる環境づくりを目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する

- ・自然環境、自然景観を保全する
- ・都市の緑化を推進する
- ・水とみどりのネットワークを形成する

①公園緑地の配置方針の概要

種 類	種 別	配 置 方 針 の 概 要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約8haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように約21haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約8haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	既設公園等について施設整備を図り、約18haを配置する。
都市緑地		桂川の保津峡上流部から南丹市の大堰橋まで及び七谷川と川沿いの樹林地等を緑地として整備保全を図るとともに、小規模な神社仏閣や史跡等と一体となった樹林地等は都市緑地として保全することとし、約165haの整備保全を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

地 区 の 種 別	指 定 方 針 の 概 要
自然公園	桂川下流の保津峡は府立保津峡自然公園に指定されている。今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

	種 別	名 称 等
施設緑地	住区基幹公園	平和の森自然公園 等
	その他の公園	大堰川緑地、七谷川緑地 等